

特定間伐等促進計画 (変更)

北海道石狩市

令和 3 年 6 月

令和 4 年 4 月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で1,831ha（年平均183ha）の間伐を行うことを目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い本市の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

- | | | |
|---------------------|---|--------|
| (1) 間伐・造林に関する事項 | } | 別紙のとおり |
| (2) その他間伐及び造林に関する事項 | | |
| (3) 作業路網に関する事項 | | |
| (4) その他施設に関する事項 | | |
| (5) 事業実施箇所 | | |

4 特定間伐等の実施計画の実績

- | | | |
|---------------|---|--------|
| (1) 間伐・造林 | } | 別紙のとおり |
| (2) その他間伐及び造林 | | |
| (3) 作業路網 | | |
| (4) その他施設 | | |

5 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

石狩市森林整備計画において定められている「森林整備の基本方針」に基づき、森林の現況に応じて、公益的機能と木材等生産機能との調和の取れた施業に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

森林情報は、登記事項証明書、森林調査簿、林地台帳等をはじめ、関係機関と連携を図りながら情報収集に努める。

6 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関する事。

森林作業道等路網の整備にあたっては、効率的かつ効果的なものとなるよう努める。また、低コスト化を図るため、周辺の森林所有者と連携し、共同施業、共同利用に努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。

各林業事業体の体制にあった森林施業方法の提案や高性能林業機械等の相互利用に努める。また、安定した事業量を確保することで低コストで高効率な作業に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

共同施業による資材や種苗の共同購入に努める。また、コンテナ苗等の初期生育の良好な苗を積極的に植栽し保育作業の低減を図ることで、低コスト化に努める。

7 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。

市内林業関係者が参集する会議等の場において、情報共有、合意形成に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

伐採後に発生する林地未利用材等を燃料資源とする木質バイオマスエネルギー関連施設への安定した供給体制の構築に努める。

8 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業体の育成確保に関する事。

各種研修制度を積極的に利用するなど、技術者の育成に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

適正な森林施業及び労働安全管理に努めるよう事業体の育成に努める。